

## ○沼津市議会ハラスメント防止条例

令和6年12月20日条例第39号

市民から負託を受けた議員は、沼津市議会議員政治倫理規程（平成24年議会規程第1号）の遵守はもちろんのこと、常に高い倫理観をもって行動し、市政の発展に資するべきである。

全ての者が互いに人格を尊重し、信頼し合うことが互いの能力を存分に発揮させることとなる。

ハラスメントは、相手の人格及び尊厳を侵す人権問題であり、職務への支障をきたすことにもつながり、ひいては市民サービスを低下させ、沼津市議会に対する市民の信用及び信頼を失わせる行為である。そのため、沼津市議会は、ハラスメントを防止し根絶することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議員による職員に対するハラスメントを未然に防止し、もって市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号、第2号、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員（議員を除く。）をいう。

(2) ハラスメント 職員の人格・尊厳を著しく害し、職員に精神的・身体的な苦痛を与え、若しくは職員に不利益若しくは勤務意欲の低下をもたらす言動であって、次のアからエまでに定めるものをいう。

ア パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、当該相手方の勤務環境を害することとなるもの

イ セクシュアルハラスメント 相手方に不快感を与える性的な言動であって当該相手方の勤務環境を害することとなるもの

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することがで

きないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動であって当該相手方の勤務環境を害することとなるもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、その他のハラスメント行為、相手方を誹謗中傷する言動であって当該相手方の勤務環境を害することとなるもの  
(議員の責務)

第3条 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、その能力の発揮や良好な勤務環境を阻害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、ハラスメントに当たる言動を認識した場合は、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべきである旨を指摘しなければならない。

(議長の責務)

第4条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントに係る相談があった場合には、必要に応じてハラスメントの防止のための措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(研修等の実施)

第5条 議長は、議員によるハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を行うものとする。

(相談窓口の設置)

第6条 議長は、別に定めるところにより、議員によるハラスメントに関する相談に対応し、公正かつ円滑な解決を図るため、ハラスメント相談窓口を置くものとする。

(事実関係の調査)

第7条 議長は、前条のハラスメント相談窓口で相談があったとき又はその他議員によるハラスメントの疑いが生じたときは、速やかに当該事案に係る事実関係を調査するものとする。

(対応措置)

第8条 議長は、再発防止措置検討会を設置し、前条の規定による調査結果に基づきとるべき必要な措置について検討するものとする。

2 前項の規定により再発防止措置が必要であると判断されたものは、別に議長が

定める対策を講ずるものとする。

- 3 第1項の規定により、重大事案であると判断されたものは、弁護士その他ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験がある有識者に、相談の内容、調査結果及び再発防止措置に関する意見を聴かなければならない。

(氏名の公表等)

第9条 議長は、特に重大事案であると認めるときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名を公表するとともに、ハラスメントの防止について必要な措置を講じるものとする。

(被害者等のプライバシーの保護)

第10条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議長の職務代行)

第11条 議長が関係者となったときは副議長が、議長及び副議長が共に関係者となったときは議会運営委員長が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。